

板橋区 EV バイク車両購入補助事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 2 0 日 区長決定

令和 8 年 6 月 2 5 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、EV バイク車両の購入について経費を一部補助し、購入支援をすることにより、EV バイク車両の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) EV バイク車両 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している側車付二輪自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 1 4 年国土交通省 告示第 6 1 9 号）第 2 条第四号に規定する側車付二輪自動車をいう。）又は原動機付自転車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、東京都板橋区特別区税条例（昭和 3 9 年東京都板橋区条例第 4 7 号）第 4 5 条第 1 項で定められている標識を取り付けているものに限る。）をいう。
- (2) 事業者 区内に事務所事業所を有する個人事業主又は法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内に住所を有する個人又は区内に事務所若しくは事業所を有する事業者であること。
- (2) 未登録の新規 EV バイク車両を購入し、初度登録日の翌日から起算して 1 年を経過していないこと。
- (3) 購入する EV バイク車両が、一般社団法人次世代自動車振興センターの実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」又は公益財団法人東京都環境公社の実施する「電動バイクの普及促進事業」において、補助対象車両として認定されていること。
- (4) EV バイク車両が板橋区に登録してあること。

- (5) 区内に定置場又は使用の本拠の位置を有すること。
- (6) EV バイク車両を購入した販売店に対する支払いが完了していること。
- (7) 申請者が購入車両の所有者及び使用者であること（EV バイク車両を所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。）。
- (8) 補助対象に対し、区から他の補助金等を受けていないこと。
- (9) 購入した EV バイク車両は未使用であり、かつリースではないこと。
- (10) 補助対象者の自社製品又は関係会社から調達したもの及び補助対象者が役員として所属する法人の製品ではないこと。
- (11) 次に掲げる場合に応じて当該各号に定める要件
 - ア 個人の場合 個人にあつては申請日現在で特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
 - イ 個人事業主の場合 個人事業主にあつては申請日現在で特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
 - ウ 法人の場合 法人にあつては申請日現在で法人住民税を滞納していないこと。
- (12) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、EV バイク車両の車両本体の購入費とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は1台につき4万円とする。ただし、補助対象経費が4万円を下回る場合には、補助対象経費を補助金交付額（千円未満は切捨て）とする。

（申請期間）

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

2 予算の範囲を超えた時点をもって、申請の受付を停止する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条の期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1の書類を添付して区長に提出しなければならない。

2 区長は、必要と認める場合は、前項に規定する書類以外の書類を提出させることができる。

3 第1項の申請は、1申請者につき3台までとする。

4 第1項の申請は、別表第1の必要書類が区長にすべて提出され、区長が不備のないことを確認した時点で受理とする。

5 第1項の申請の受理は先着順に行う。ただし予算上限に到達した日に複数の受理があった場合は、予算残額を補助金交付予定額の割合で按分し、交付予定金額とする。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、予算の範囲内で行う。

3 区長は、補助金交付申請受理後、必要に応じて現地確認を行うことができる。
(取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者が、申請した内容を取下げしようとするときは、取下げ願(様式第4号)を、第11条の請求を行う前に、区長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 区長は、前条の取下げ願を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金申請者に対し、補助金交付取下げ承認書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第6号)に、別表第2の書類を添付して、区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第12条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(管理義務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となったEVバイク車両を常に良好な状態で管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となったEVバイク車両をその初度登録日から財産処分制限期間の3年以内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、登録を区外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ別表第3の書類を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対しEVバイク車両購入補助金に係る財産処分承認通知書（様式第9号）により通知する。

3 区長は、第2項の承認をする場合においては、別表第4の式により算出した額の返還を請求するものとする。ただし、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、この限りではない。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による請求を受けたときは、これを区に納付しなければならない。

（調査等）

第15条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

（協力）

第16条 補助金の交付を受けた者は、EVバイク車両の使用状況等に関するアンケートについて協力するよう努めなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるものによるほか、資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

共通（必須）	1 交付申請書
	2 標識交付証明書の写し、又は自動車検査証の写し、又は軽自動車届出済証の写し
	3 契約書、注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し

	・車両のみの価格（税別）及び車名・グレードが確認できるもの ・契約者、宛名は申請者と同一名義であること。 4 EV バイク車両の購入に係る内訳が記載された領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し） ・契約書、注文書の金額と領収書のコличествоが一致していること。 ・宛名は申請者と同一名義であること。 5 EV バイク車両を保管場所において撮影した写真（ナンバープレートが確認できるもの） 6 その他区長が必要と認める書類
共通（該当者のみ）	【申請行為を第三者に委任する者のみ】 1 申請者からの委任状（様式第10号） 申請者以外が申請行為を行う場合は、申請者からの委任状を提出すること。 ※委任状には、申請者及び代理人が自署すること。
個人	1 直近の特別区民税及び軽自動車税（軽自動車税を課税されている者に限る）の納税証明書又は非課税証明書 ※ただし、交付申請書内の区税納付状況調査に同意する場合は不要とする。 2 本人確認書類の写し ※1点で可能なもの 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）等 ※2点で可能なもの（下記のうち2種を提出） 健康保険の資格確認書、国民年金手帳、後期高齢者医療資格確認書、船員保険証、介護保険証等 ※本人確認書類は有効期限内のものに限る。
個人事業主	1 直近の特別区民税及び軽自動車税（軽自動車税を課税されている者に限る）の納税証明書又は非課税証明書 ※ただし、交付申請書内の区税納付状況調査に同意する場合は不要とする。 2 開業届や青色申告書、賃貸契約書等、事業内容が確認できる書面の写し 3 本人確認書類の写し ※1点で可能なもの 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）、

	運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降に交付されたもの）等 ※２点で可能なもの（下記のうち２種を提出） 健康保険の資格確認書、国民年金手帳、後期高齢者医療資格確認書、船員保険証、介護保険証等 ※本人確認書類は有効期限内のものに限る。
法人	１ 直近年度法人住民税納税証明書 ２ 法人の登記簿謄本（発行から６ヶ月以内）

別表第２（第１１条関係）

共通	１ 交付請求書 ２ 補助金振込先口座の写し（通帳やキャッシュカード等） ※名義、銀行名又は銀行コード、支店名又は支店コード、口座番号が記載されているもの ※口座の名義人は申請者と同じとすること。
----	---

別表第３（第１４条関係）

共通	１ EV バイク車両購入費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第８号） ２ 処分する車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し及び財産処分の予定日を確認することができる書類
----	---

別表第４（第１４条関係）

$\text{返還金額} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$	
※処分制限期間は３年間とする。 １，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算する。 処分制限期間も、月数（１か月未満は切捨て）で計算する。	